

## 令和2年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和2年10月20日（火）  
午前9時30分～午前11時30分
- 会 場： オンラインによる会議  
(国分寺市役所 第一庁舎第1・第2・第3委員会室)

### 【委員】(敬称略)

石渡 和実 (会長)	東洋英和女学院大学大学院 教授 (識見を有する者)
坂田 晴弘 (副会長)	国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者 (市内の地域活動支援センターの代表者)
菱山 幸子	国分寺市身体障害者福祉協会 理事 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)
阿部 由美	国分寺市手をつなぐ親の会 副理事長 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)
寒川 吟子	はらからの家福祉会 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)
稲垣 恵美子	国分寺難病の会 会長 (市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族)
前芝 博樹	立川公共職業安定所 統括職業指導官 (障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者)
菊地 悟	国分寺市障害者就労支援センター 就労コーディネーター (障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者)
土井 満春	国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長 (市内の地域活動支援センターの代表者)
伊澤 雄一	国分寺市地域生活支援センター プラッツ 総合施設長 (市内の地域活動支援センターの代表者)
銀川 紀子	国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長 (国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者)
八橋 宏	ともしび工房 所長 (市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)
松崎 貴広	ハッピーテラス国分寺 教室長 (市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)
小林 冬子	東京都多摩立川保健所 課長代理 (東京都多摩立川保健所の代表者)
山本 剛	東京都立武蔵台学園 進路指導主任 (教育に関する機関の代表者)

三浦 玲子	国分寺地域包括支援センターひかり 管理者 (市内の地域包括支援センターの代表者)
北邑 和弘	国分寺市社会福祉協議会 地域福祉係長 (国分寺市社会福祉協議会の代表者)
阿部 恵子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 (国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)
古川 健太郎	第二東京弁護士会 弁護士(識見を有する者)
渡邊 浩典	高齢福祉課 課長(市の職員)
坂本 岳人	子育て相談室 室長(市の職員)
大島 伸二	学校指導課 統括指導主事(市の職員)

【当日欠席委員】 松崎委員, 小林委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長(横川 潔)

福祉部 障害福祉課長(石丸 明子)

福祉部 障害福祉課計画係長(寒河江 美千代)

福祉部 障害福祉課生活支援係長(鈴木 輝哉)

福祉部 障害福祉課相談支援係長(小林 亜紀)

福祉部 障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部 障害福祉課事業推進係(市村 智美)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任(藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(小堺 幸恵)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(大浦 志保)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

司会・進行: 石渡 和実(会長)

【次 第】

1. 開 会

- (1) 出欠状況, 配付資料の確認等

2. 議 題

- (1) 第4次国分寺市障害者計画等の策定について  
(2) 各専門部会の今年度の取組状況について
- ・相談支援部会
  - ・就労支援部会
  - ・精神保健福祉部会
- (3) 新型コロナウイルスへの対応と影響について

3. 報告等

- (1) ニュースレターNo.7の発行について

4. 情報提供等

5. 事務連絡

- (1) 次回開催予定のお知らせ  
(令和3年3月26日(金)午前9時30分～午前11時30分)

6. 閉 会

【資料】(事前配付)

- 資料 1 第4次国分寺市障害者計画等の策定に関する資料  
資料 2-1 令和2年度 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書  
資料 2-2 令和2年度 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会中間活動報告書

(周知チラシ等)

- ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.7

【開 会】

石渡会長： おはようございます。ただ今より、令和2年度第2回国分寺市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開催します。

それでは、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局： 委員の出欠状況及び配付資料の確認をさせていただきます。

本日の協議会委員の出欠の確認ですが、松崎委員、小林委員は、所用により欠席のご連絡がございましたのでご報告します。

本日はオンライン会議の開催となり、各自のパソコンより出席いただいています。市役所には、前芝委員、山本委員、渡邊委員、坂本委員にお越しいただいています。事務局も含めて、1台の共有パソコンを用意して会議に参加しますのでご了承ください。市役所からご発言する方は、その都度パソコンの前に移動していただきます。なお、市役所では会議の様子をスクリーンに投影して、傍聴者の方にご覧いただきます。

配付資料の確認については、事前の確認をお願いしておりましたので、本日は省略させていただきます。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いを説明申し上げます。本協議会は、会議を原則公開とし、資料及び議事録も原則として公開となります。皆さまのご発言を正確に記録させていただくために録音させていただきます。ただし、画像までは公開しませんのでご了承ください。議事の記録及び会議を円滑に進めるために、ご発言の際には、「所属」と「氏名」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。インターネットの回線状況等により、声が聞き取りにくい場合もあります。大きな声ではっきりとご発言ください。会長及び事務局以外の方は、ご発言の際以外は、マイクをミュートにさせていただきますようご協力をお願いします。

なお、本日は、傍聴の方も市役所にいらっしゃいますのでご承知おきください。

石渡会長： それでは、議題に入ります。議題の一番目、「第4次国分寺市障害者計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1の3ページの目次をご覧ください。時間の都合もありますので、本日も意見を頂戴したい第3章から第5章までを説明させていただきます。順番が逆になりますが、障害者計画にも関係してくる部分ですので、第5章から先に説明をさせていただきます。

42ページをご覧ください。第5章の43ページから45ページまでが第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方となります。こちらは国の

基本指針にそって達成するべき基本的な成果目標と目標達成に向け状況確認を行う指標となる活動指標を定めています。成果目標は44ページに記載される7項目となり、令和5年度を目標年度とし、国から示された目標と地域の実情を踏まえ、成果目標を設定するものです。なお、新たに追加された成果目標の具体的事例が今後示される予定ですが、都の計画案も確認できておらず、現時点で確定できない内容も含まれています。

46ページ、成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、地域生活への移行者数と施設入所者数が指針として示されています。地域移行者数は、国の指針にそって令和元年度末、施設入所者数の6%にあたる5人を令和5年度末までに達成する目標になります。施設入所者数は過去の実績等を鑑み、令和元年度を超えない数値目標を設定しています。

47ページの成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、指針が都道府県の目標設定となるため、市の成果目標として、現行の障害福祉計画に位置づけている保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数を目標として設定し、精神障害のある方が地域で安定した生活を送るための協議を進めさせていただく方向でいます。

48ページ、指針により新しく追加された成果目標を達成するための活動指標を載せていますが、見込み量の算定については検討中です。

49ページ、成果目標3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に関しては、本協議会で国の指針にそって地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討を行うこととなります。

50ページ、成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」については、国の指針で、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍以上となり、市の実情を踏まえ1.4倍以上を目標としています。就労継続支援A型とB型は、市の規模により移行者数の母数なども小さくなることから、A型とB型を合わせた目標数値としています。就労定着支援事業に関しては実績が少ないため、目標数値は現在検討中です。

52ページ、成果目標5「障害児支援の提供体制の整備等」については、国の指針で市または各圏域に児童発達支援センター1カ所以上の設置が成果目標となります。国分寺市では、子ども分野の計画で令和6年度の設置を目標としているため、令和5年度時点では検討を目標設定としています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築や医療的ケア児支援のための協議の場の設置に関しては、現計画で達成済みのため継続や運用としています。

54 ページ、「相談支援体制の充実・強化等」と55 ページの「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については、新たに追加された成果目標のため、指針の内容をそのまま市の目標としています。今後、国から参考例等が示されてから修正をさせていただく場合があります。

56 ページ、「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」については、60 ページまでの実施に関する考え方及び見込量確保のための方策と61 ページの実績を踏まえ、62 ページの見込量を算定しています。なお、見込量は、各年度末の数値となります。例えば、令和3年度は、令和4年3月の見込量となりますので、新型コロナウイルスの影響は考慮しておりません。見込量の訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護は利用者数が年々伸びている状況ですが、利用者の高齢化や重度化を勘案し、今後も同様に伸びると見込んでいます。同行援護、行動援護は、利用者数が頭打ちの状況ですが、こちらも利用者の高齢化や重度化を勘案し、少しずつ伸びると見込んでいます。日中活動系サービスは、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型とも利用者数が年々伸びて、事業所の整備も少しずつ進んでいることから、今後も同様に伸びると見込んでいます。

その一方で、一般就労を目指す就労移行支援のサービスを利用する方が増えたことから、自立訓練は利用者数が減少傾向にあります。これ以上は減らないと見込んで、若干の増加傾向としています。就労定着支援は平成30年度に開始したサービスのため、今後を見通しにくく、また、自立生活援助はこれまで利用者がおらず、精神障害者に関する活動指標との兼ね合いなどにより判断が難しいことから、こちらも検討中としています。

居住系サービスは、共同生活援助は利用者数が年々伸びていて、事業所の整備も順調に進んでいることから、今後も同様に伸びると見込んでいます。施設入所支援は、成果目標1で現状の80人を超えないことを目標数値としているため、それに合わせています。相談支援は、実績はあまり伸びていませんが、今後の障害福祉サービスの全体量が増え続けると見込んでいることから、増加で見込んでいます。

63 ページからの障害児支援給付事業は、65 ページの上部の表が第1期障害児福祉計画の実績、下の表が第2期障害児福祉計画の見込量となります。児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は利用者数が年々伸びていて、事業所の整備も順調に進んでいることから、今後も同様に伸びると見込んでいます。保育所等訪問支援は、令和元年度までは実績がありませんが、昨年度市内にサービスを提供する事業所が開設されたことから、後は少しずつ伸びると見込んで

います。

66 ページからの「地域生活支援事業の見込量と確保のための方策」については、70 ページまでが地域生活支援事業の実施に関する考え方や見込量確保のための方策と事業の説明を載せています。その内容と71 ページの実績等を踏まえ、72 ページの地域生活支援事業の見込量を算出しています。必須事業の成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業は、現在、策定中の成年後見に関する計画との整合を取るため、検討中とさせていただいています。移動支援事業は、移動支援のヘルパー不足により利用ができないとのご意見を踏まえ、増加の見込みとしています。任意事業の日中一時支援事業も過去の実績が伸びているため、増加を見込んでいます。

続きまして、19 ページに戻り、「施策の体系」をご覧ください。第4次国分寺市障害者計画では、「だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、全ての市民が障害について一層の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、自立して自分らしく生きていけるよう各分野と連携のもと、共生社会の実現に向け多様な支援ができる体制を推進してまいります。そして、基本理念を達成するための目標が基本目標となります。基本目標を達成するにあたり、施策の方向を施策の体系で分野ごとにまとめていきます。20 ページからの第4章では、実施計画の位置づけと具体的施策として施策の体系で示した施策の方向ごとに、目標達成に向けた取組の方向性と各重点事業を掲載しています。また、第5章の障害福祉計画で施策の方向と関連する成果目標がある場合は関連事業として掲載をしています。

21 ページからは、施策の方向にそって重点的に進める事業を重点事業として掲載しています。目標値は評価がしやすいようできるだけ数値目標をあげていますが、数値で評価することが困難な事業については文言で示しています。

基本目標1の分野1、施策の方向(1)相談支援体制の充実については、重点事業①で包括的支援体制を構築しつつ、重点事業②から④で、地域にて相談できる体制を併せて整備します。また、関連事業として、障害福祉計画の成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」があり、相談支援事業所への指導、助言等により、相談支援体制の強化を図ります。

23 ページ、施策の方向(2)関係機関ネットワークの充実については、障害に応じた関係機関ネットワークのさらなる充実を図るとともに、重点事業④⑤で、関係団体からもご意見をいただきました高次脳機能障害や発達障害などに対する支援を確保します。

24 ページ、施策の方向（3）サービスの質の向上については、指導検査や事業者に対する研修等の重点事業のほかに、関連事業として障害福祉計画の成果目標7「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」を位置づける予定です。

次に、分野2、施策の方向（1）障害の早期発見・早期支援については、重点事業①②で乳幼児の成長、発達段階に応じた健康診査や相談を通じ、障害の早期発見・早期支援を図り、重点事業③で保護者の障害に対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制の強化、充実を図っていきます。

26 ページ、施策の方向（2）障害のある人の健康の維持・増進についても、各重点事業を通じ、取組を進めてまいります。

27 ページ、基本目標2の分野1、施策の方向（1）療育・教育の充実の重点事業②と③は、現行計画の総合保育事業と学童保育所の保育から、事業名称と指標を修正しています。これは、今年度から計画期間が始まりました子ども分野の計画で位置づけられている事業との整合を図っています。また、関連事業として障害福祉計画の成果目標5を位置づけ、障害児支援の提供体制を整備してまいります。

28 ページ、施策の方向（2）生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進については、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や読書バリアフリー法などを踏まえ、幅広い活動を支援できる体制を整備してまいります。

30 ページ、基本目標3の分野1、施策の方向（1）一般就労支援の充実については、重点事業と併せ、関連事業として障害福祉計画の成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」で示している就労移行や就労定着のサービスを活用しつつ、一般企業への障害者の雇用の定着を図っていきます。

31 ページ、施策の方向（2）福祉的就労の充実については、障害者就労施設の販路拡大や市の優先調達を推進していくことにより、福祉的就労の場の確保、工賃の向上につなげてまいります。

32 ページ、基本目標4の分野1、施策の方向（1）情報提供体制の充実、重点事業①障害福祉ガイドブックの作成は、作成だけでなく周知もわかりやすくするように努めてまいります。また、重点事業②では、市ホームページのアクセシビリティの向上に努めます。

33 ページ、施策の方向（2）意思疎通支援の充実については、聴覚に障害のある方の意思疎通の確保のため、手話通訳者の配置や手話のできる市民を育成します。

34 ページ、分野2、施策の方向（1）移動しやすい環境の整備については、重点事業①で移動サービスを充実させ、障害のある方の社会参加を支援します。また、バリアフリー基本法策定後のバリアフリーの推進や鉄道会社と連携した駅のホームドア設置に向け取組を進めてまいります。

35 ページ、分野3、施策の方向（1）防災対策の推進については、重点事業①で、障害のある人が避難行動要支援者と家族だけでなく、地域住民と連携し、災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を行い、重点事業②③で障害のある人に対する適切な避難支援ができる体制を整備します。また、重点事業④で、人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画の策定を進め、状況に応じた支援体制の整備も進めます。

36 ページ、施策の方向（2）防災対策の推進については、障害のある人の財産を守り、犯罪被害を未然に防ぐ取組を推進します。

37 ページ、分野4、施策の方向（1）心のバリアフリーの推進、重点事業①では、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発活動を通じ、心のバリアフリーを推進します。また、重点事業②は、障害者差別解消法の改正の動向なども踏まえ、差別解消を推進する取組を実施してまいります。

38 ページ、施策の方向（2）権利擁護の推進については、障害福祉計画で説明したとおり、成年後見に関する計画とも整合を図った内容としてまいります。

39 ページの基本目標5の分野1、施策の方向（1）障害理解・病気理解の促進については、教員や保育士に障害理解を深めるための研修を実施し、障害に応じた適切な支援ができる人材を養成します。

40 ページ、施策の方向（2）サービスを担う人材の養成と確保については、重点事業①で、専門的な人材を確保するため各事業所や関係機関と連携し、幅広い世代に障害福祉の仕事へ関心を持ってもらえるように具体的な方法を検討し、実施します。また、重点事業②ではボランティアの養成講座を開催し、地域で支援する人材を確保します。さらに、関連事業として、障害福祉計画の成果目標6相談支援体制の充実、強化等を位置づけ、相談支援事業者の養成も推進します。

41 ページ、施策の方向（3）障害当事者・支援者家族への支援についても、重点事業①②で取組の方向性にある内容を進めてまいります。

駆け足でしたが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

石渡会長：

説明ありがとうございました。それでは、今の障害者計画等の策定に対する意見がありましたらお願いします。

伊澤委員：　　まず、障害者計画（案）の35ページ、「3、安全・安心」の項目の重点事業「①避難行動要支援者の支援」に関してですが、この支援は登録制であり、避難行動要支援者登録者総数が、令和元年度実績が2,264人、令和5年度の目標値が2,400人となります。プラス136人の数字の根拠と積算の裏づけについて説明をお願いします。

　　もう一点は、精神障害者の観点で申し上げますと、例えば、夜間に何か災害が発生した場合は、薬剤の影響などもあり、覚醒や歩行の混乱性が高い可能性があります。その点で、災害時の情報をより周知する機会や、広報等のお願いを併せて申し上げたいと思います。

　　それから最後に、41ページ、「(3) 障害当事者・家族への支援」ですが、昨今、ピア活動が各分野で盛んに行われています。その観点から、当事者活動への支援は、重きを置くべき必要があると感じています。本文中に、「助け合うピアカウンセリングの取組について支援」とありますが、活動を保障していくための場や活動経費など、それらの取組の姿勢をしっかりと示していただきたい。指標名、実績が検討中とあり、それらの計画があれば、お示しいただきたいと思います。

石渡会長：　　伊澤委員、ありがとうございました。これらに対して、行政から回答をお願いします。回答がすぐに難しいようでしたら、改めてでも結構です。

事務局：　　まず、避難行動要支援者の総数の裏づけですが、こちらは担当課に確認をしないとお答えできない状況ですので、次回に、ご説明をさせていただければと思います。

　　そして、夜間に歩行困難の場合や、それらの情報提供や周知については、ご意見として承りましたので、反映できるところがあるか検討させていただければと思います。

　　41ページのピアカウンセリングについては、国分寺市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）においても、重要な施策であるとの意見をいただいています。掲載の表現等は今後変更があるかもしれませんが、今日いただいたご意見を踏まえて内容を検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

石渡会長：　　伊澤委員、今の説明を受けていかがですか。

伊澤委員：　　35ページ、「3 安心・安全」、「①避難行動要支援者の支援」に関しては、災害時の避難行動のサポート制度が、登録制であること自体が周知されておらず、ご存じの当事者がまだ少ないので、広報の仕方も含めてご配慮いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

石渡会長： それでは、今の伊澤委員の意見を踏まえて、施策推進協議会で検討いただく方向でお願いします。

次に、菱山委員，どうぞお願いします。

菱山委員： 62 ページ，「第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量」で，訪問系サービスにおける同行援護の現況について「利用者数が頭打ちの状況で」とのご説明がありました。今年のコロナ禍の状況もありますが，同行援護が必要な障害者も，何年先には高齢者になります。そうすると同行援護をお願いする回数，頻度が高くなると思います。そのなかで頭打ちであると説明があり，私はそこがよくわからないので，ご説明を少し詳しく聞きたいと思いました。よろしくお願ひします。

石渡会長： それでは，同行援護に関して，事務局から説明をお願いします。

事務局： 実績としては頭打ちの状況ですが，高齢化や重度化等も踏まえまして，見込量については，増加傾向の見込みをさせていただいています。

石渡会長： 菱山委員，今の説明を受けていかがですか。

菱山委員： 若干の増の見込みとのことで理解しました。ありがとうございます。

石渡会長： 次に，阿部（由）委員，どうぞお願いします。

阿部(由)委員： 6点ほど，お話をしたいのですが，まず，相談支援体制の充実に関してです。新型コロナウイルスの感染拡大の中で，家族や本人が新型コロナウイルスに感染したらどうしたら良いのかが，今一番の不安になっています。ただし，このことは，コロナ禍だけではなく，災害に見舞われた時の対応や家族が急病で倒れた時の対応をどうしたら良いかという不安と共通するものだと思います。

一方，これらの解決策は，統一した方法はなくて，人によってさまざまだと思います。そこで，相談支援専門員が，年に1回サービス等利用計画を策定する時に，緊急時の対応策などを一緒に考えていただいて，それをプランの中に組み込む，あるいは組み込まないまでも，家族や本人がどうしたら良いかという対応がわかれば良いのだらうと思います。介護保険サービスのケアプランの作成の際には，緊急時対応があらかじめわかる対応をしていると聞いていますので，今後検討をお願いします。

二点目は，28 ページの「くぬぎ教室」に関してです。現在，恋ヶ窪公民館の「恋ヶ窪ステップアップ教室」の在籍者は2名で，来年度は2人とも卒業して，実質的に0名になります。これは，くぬぎ教室の要綱に，卒業制度があるからです。今後，余暇活動に参加したい障害のある方が参加し続けることができるように，この卒業制度をぜひ見直していただきたいと思います。

三点目は、46 ページ、第 5 章、第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画における「2. 国の基本指針に基づく成果目標」(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関してです。前回、福祉施設から地域生活移行を希望する方が国分寺市内に 1 名、2 名いると聞きましたが、その方たちの地域生活移行は実現したでしょうか。施設入所者数が 80 名と変わらない状況があります。これを解決するために、現在地域生活への移行を希望している人が、地域生活へ移行できない原因は何か、社会資源の不足なのか、家族の理解が得られていないからなのか、理由はさまざまだと思います。ここで具体的に対策を考えていかないと、3 年後も同じ状況になるのではと心配しています。入所施設の方の計画相談は、地元の相談支援事業所が行う場合が多いと聞いています。その場合は、相談支援事業所連絡会の議題には該当しないと思いますので、国分寺市の自立支援協議会の相談支援部会で積極的な検討をお願いします。

四点目は、前の三点目にも絡みますが、グループホームの利用ニーズなどを勘察して、見込量を設定されているのはありがたいことですが、障害のある方の高齢化や重度化が進むなかで、グループホームから毎日、通所施設に通えない方が増えてきています。また、地域生活への移行を希望する方の受け入れ先として必要となりますので、日中活動支援型のグループホームの開設をぜひお願いします。

五点目は、52 から 53 ページ、「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」の「児童発達支援センターの設置」についてです。これは、令和 6 年度に開設と聞いてよかったと思います。しかし、既に大型の児童発達支援センターが設置されている地域においても、不足している機能はさまざまあると聞きます。地域の事情に応じて、どのような機能を付けていくのかが今後の検討課題になると思います。障害児通所支援事業所連絡会で、教育と福祉との連携について話し合いが行われているとのことですが、そこでの検討結果を見ながら、国分寺市内でどのような機能が必要であるのか、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、55 ページ、「(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」ですが、現在、一般社団法人や株式会社、そのほかさまざまな業態の法人が障害者福祉事業に参入してきていて、障害福祉サービスの事業所が増えてきているのは家族として、大変うれしいことです。ただし、先日、市内で新規開設するグループホームの求人チラシを見ると、「利用者は身の回りのことができるため、高齢者福祉施設の身体介護の仕事とは違い、料理や洗濯等の家事が主な仕事です。」というような内容が書かれていました。グループホームの支援者は、1 人で支援することが多いので、障害の程度が軽くても支援技術が求められ

ることが多いと思います。そのために支援がうまくいかなかった場合、密室であるので虐待の心配もあります。さらに、障害のあるご本人は虐待されたという発信がされにくい現状もあります。サービスの質の向上を図るための体制の構築をぜひ積極的に取り組んでいただけたらと思います。

石渡会長： 阿部（由）委員，ご指摘をいろいろありがとうございました。今，6点ほど意見をいただきました。特に，事務局からの回答は，福祉施設の入所者の地域移行の件で，福祉施設から地域移行を希望する方が国分寺市内に1名から2名おられ，その後の進展があったか，事務局からお願いします。

そのほか，大事なご指摘をありがとうございます。今後の障害福祉計画に反映できるように検討を進めていければと思います。

阿部(由)委員： はい，結構です。回答いただきたいのはその部分で，その後の進捗を教えてください。

事務局： 地域移行の希望のあった方に関して，資料が手元にないので正確ではないのですが，1名の方は，まだ移行ができていない状況だとお聞きしています。もう1名の方は，今，確認ができない状況ですので，機会を捉えてお伝えします。

遠方の施設から国分寺市に帰りたいと，調査時にご本人からの意向があるケースがあります。ただし，実際にご家族は既に高齢化されていて，地元の自宅には，本人のスペースもなく，ご家族が，迎えたい気持ちはもちろんありますが，自分たち家族で見るのは難しい状況があるのも事実です。

地域生活への移行は，国や都の目標数値は，前回や今回の計画でも確かに示されていますが，国分寺市の場合は，施設自体が市内にはなくて，遠方にある場合や，都内でもやや遠く，都外の施設に入所される方も複数おられます。そうしますと，阿部（由）委員がお話しされたように，その地域の相談支援専門員との連携も非常に難しくなり，ご本人の意向確認も頻回にいかない状況があります。そうすると，地域の施設に移行し，地域の受入れ体制がどれだけ準備できるかは，すぐには難しい状況です。重度の症状があり，高齢化した方を地域で支えられる仕組みやサービス，人材等がないと，ここは達成するのが非常に厳しい目標であると認識しています。また，帰りたいとの意思がある方については，その方の相談支援専門員ははじめ支援している方と協議をしながら，一步ずつできる限りその意向にそったかたちがとれるように進めていきたいと考えています。

石渡会長： 今回の福祉施設の入所者の地域移行との関連で，私，個人の意見となりますが，神奈川県では，津久井やまゆり園に入所されていた方の今後の地域生活をどのようにするのか，と意思決定支援等が検討されているなかで，本人と家族を中心に

して、関係者が今後の生活について検討していくと、やはり本人も家族も意識が変わり、地域生活へ移行するとの考えを示します。それでも、地域の社会資源や受入れ先がないとの話を聞きます。今、阿部（由）委員がお話しされたように、家族への働きかけや社会資源等を、障害者の高齢化への検討も含めてどのように整えていくか、国分寺市がしっかりと体制を整えていくと、地域生活への移行がもっと進むのではないかと思います。以上、私からの意見でした。

事務局：           ありがとうございます。意思決定支援もこの地域移行に関しては重要な要素だと思いますので、そこも踏まえて考えてまいりたいと思います。

石渡会長：           阿部（由）委員、今のご説明を聞かれていかがですか。

阿部(由)委員：       ありがとうございます。意思決定支援に関しては、今回、自分らしく地域生活を行うとの文言を全て入れていただいたので、全項目共通したことだと思しますので、引き続きよろしく申し上げます。

石渡会長：           大事な指摘を阿部（由）委員からいただきました。この障害者計画に関連してほかに何か意見はありますか。

それでは、予定されている議題がたくさんありますが、これに関連して追加の意見がありましたら、後でご発言いただければと思います。

次に、二番目の議題に入ります。自立支援協議会の各専門部会の今後の取組について、最初に、相談支援部会の土井委員から説明をお願いします。

土井委員：           相談支援部会の部会長を仰せつかっている社会福祉法人けやきの杜、国分寺市地域活動支援センター虹の土井満春です。前回の協議会の開催から2カ月も経過していませんので、中間報告としてはボリュームがそれほど多くはありませんが、この間の相談支援部会の取組を報告します。

まず、新型コロナウイルスへの対応、検証と今後の対策検討についての報告です。今年7月31日、立川相互病院より講師を招き、感染症対策研修を実施したことは、前回、報告しました。この取組の第2弾として、9月25日、国分寺市内の社会福祉法人、これは通所事業所に加えてグループホーム等を総合的に運営している法人が対象になりますが、それらの4法人と市障害福祉課、そして国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）が参加して、新型コロナウイルスに関する担当者の意見交換会が開催されました。

今年度の第1回障害者地域自立支援協議会にて、「障害者福祉における新型コロナウイルスの対応は、行政や特定の法人が担い完結できるものではなく、行政と市内法人事業所が連携し、市内の福祉資源を最大限に活用するための協力体制づくりが急務である」との方向性に基づき、市障害福祉課より各法人に呼びかけて

いただいて実施したものです。

当日、各法人からは、法人管理者とグループホームの責任者が参加しました。既に、複数の法人の利用者や職員が、新型コロナウイルスに感染した経験があり、特に、感染判明後の初期対応等に関して、具体的に検証することができました。

また、グループホームで感染者が発生した場合の区分け、ゾーニングや感染した方に対しての支援方法についても、個々の経験に基づいた報告、意見が交換され、今後感染拡大時に向けた課題等も整備しています。

さらに、各法人で持ち得る福祉資源の有効活用に関しても、具体的に報告するまでには至らないものの、いくつかアイデアも出されていますので、現在、調査や調整が進んでいる状況です。この取組はまだ始まったばかりですが、市内の法人間で課題を共有し、法人の枠を超えた協力体制を進めることは、新型コロナウイルスの対応だけでなく、さまざまな面でも良い効果をもたらすと思われます。今後、進捗がありましたら、報告をさせていただきます。

次に、相談支援に関してです。市内の相談支援事業所が参加する相談支援事業所連絡会を毎月開催していますが、今年度は「ライフステージにおける切れ目のない相談支援体制」について、協議を継続しています。報告書にも書きましたが、市内の相談支援事業所には、成人の障害者を対象とした指定特定相談支援事業と、障害児を対象とした指定障害児相談支援事業の両方を提供している事業所もあれば、指定障害児相談、つまり児童の障害児福祉サービスの相談支援や指定特定相談、いわゆる障害者を対象とする事業所もあります。契約している相談支援事業所により、障害児から障害者となる18歳を境に相談支援事業所の契約変更が必要となるケースが発生します。相談支援を利用する本人とその家族にとっては、長年相談して信頼関係が構築できた相談支援事業所、相談支援専門員と18歳を境に離れることで、大きな不安を感じさせることもあります。家族は、新たに契約をしないおす事業所に、「我が子のことを一から説明して理解を求めていかなければいけないのか」という不便さなども感じさせてしまう恐れがあります。

相談支援事業所連絡会における事例検討でも、そのことを意識しながら取り組んでおり、18歳という年齢や更新月を機に相談支援事業所が交代して引き継ぐだけでなく、利用者のライフステージを勘案し、各相談支援事業所の特徴を活かしたより良いタイミングの引き継ぎは、利用者・事業所双方に良い結果をもたらすと考えています。

例えば、いろいろタイミングがあると思いますが、障害福祉サービスを利用する際に18歳を待たずとも、中学校に進学する12歳や13歳の機会でも新しい相談

支援事業所が引き継いでも良いと思います。利用者とその家族の思いによりそって、今後も安心して引き継ぎができるように、相談支援事業所間の連携を強化するなど取り組んでいきたいと考えています。

ライフステージにそった切れ目のない支援について語る時、よく使われる例えが縦系と横系で、相談支援事業所は支援を受け継ぐ縦の系としての役割が期待されるものです。そして、各ステージにおいて、ご本人を支える障害福祉サービスや社会資源が横系となります。学齢期では、学校教育、つまり学校の存在は言うまでもなく重要な横系です。相談支援事業所をはじめ、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス事業者と教育における一層の相互理解、保護者を含めた情報共有や保護者・教育・福祉の三者がより気軽に相談できる環境が必要です。ライフステージにそった切れ目のない支援には、それらは必要不可欠なものです。

相談支援部会でも、学校に対して情報提供を求めるだけでなく、福祉事業者も学校や教育分野のことをもっと知る、そして学校側にもより障害福祉サービスや福祉事業所のことを知っていただいて、顔の見える関係が構築できる具体的な取組について検討を進めたいと考えています。以上、相談支援部会の中間報告とさせていただきます。

石渡会長： 土井委員，報告ありがとうございました。阿部（由）委員から，障害者計画との関連で，福祉と教育の連携に関する指摘もありましたが，そのことに関連して，今の土井委員の説明も踏まえて，ご発言の方はおられますか。

特に，意見がなければ，武蔵台学園の山本委員に教育と福祉の連携に関して，お願いします。

山本委員： 放課後活動団体や相談支援事業所と学校との連携は，大変に必要なことだと思います。毎年，本校では学校公開を実施していますが，今年は，新型コロナウイルスの影響で中止になりました。来年度の開催は予定していますので，相談支援事業所や活動団体の皆さまにお越しいただければと思います。

それから，放課後等デイサービスを利用している生徒については，連携が必要なケース，課題があるケースについては，個別対応を共通理解し，連携して考えていけるように支援会議を実施しています。放課後等デイサービスを利用している全員を個別には対応できていませんが，共通理解したほうが良いケースについては支援会議を開催し，学校から地域へ呼びかけて開催するケースもあります。放課後活動団体や相談支援事業所から声かけをいただいて行うケース，そのほか保護者から相談を受けるケースもあります。

さらに，本校ではトライアングルプロジェクトを実施しています。本プロジェ

クトは、「障害のある子と家族をもっと元気に」と称して、教育と福祉との連携、保護者支援の推進を目指します。教育と福祉との連携を推進するための方策に関しては、学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化を狙いとした取組を実施しています。今年度は、5月とこれから11月に行う予定です。福祉の方が学校のことを知る機会にもなりますし、学校側も福祉のことを知る機会と位置付けて実施しています。今年11月のトライアングルプロジェクトのお知らせは、9月中に本校から関連している事業所に送りましたのでご覧ください。

今後とも、大きな課題のみならず、小さなお困りごとも、学校へご連絡いただき、一緒に考えていきたいと思えます。また、学校からも地域の事業所に相談していけるようにしていきますので、今後ともよろしくお願ひします。

石渡会長： 山本委員、ありがとうございました。相談支援事業所や放課後等デイサービスの方との連携を学校側もいろいろと工夫してくれているとのこと。トライアングルプロジェクトの三者がいろいろとつながる意義について、説明を聞きました。次に、教育との連携に関連して、学校指導課の大島委員、お願ひします。

大島委員： 児童の成長にかかわる情報を保護者や事業所と共有することは、公立の小中学校に大変に重要なことだと考えています。ただし、児童の個人情報にかかわる内容に関しては、保護者の了解を得ないと提供できないことをご理解いただきたいのです。現在、学校で作成している学校生活支援シートや個別の指導計画は、保護者にも内容を確認しているものです。これら書類を、保護者を介して事業所と情報共有することは可能だと考えています。

また、教員が忙しいとよく言われるのですが、児童の成長にかかわることであれば、教員も必ず耳を傾けるものだと考えています。学校にも確認したところ、各事業所における児童の状況について教員も知りたいとのことでした。

そして、各事業所の取組内容に関しても、事業所個別に説明いただくほうが、事業所の活動周知につながるのではないかと学校から話を聞いて感じています。事業所でもいろいろな取組を考えてくださるとのことですので、今後も福祉と教育でどのような連携が図れるかについて一緒に考えていきたいと思えます。

石渡会長： 大島委員、ありがとうございました。福祉と教育の双方の連携に関して、情報共有が大事になり、そこに保護者の方の理解も得ていくとの説明でした。いろいろな取組がされていることを再認識しました。今、お二人の意見を聞いた内容も含めて、何かほかに意見はありますか。それでは、今の意見も踏まえて土井委員、コメントをお願いします。

土井委員： ありがとうございます。教育分野，学校側もいろいろと働きかけを進めてくださり，大変うれしく思います。学校公開の話がありましたが，学校の生徒の福祉施設での実習の際に，学校の先生が施設にお越しいただくことはありますが，逆に，福祉職員や相談支援専門員が学校へお訪ねする機会は，まだそれほど多くはないと思います。ですから，我々福祉関係者も学校公開や文化祭など，いろいろな機会に学校側にお訪ねして，学校の中の様子を知り，担任の教員や進路担当の方などとも個人的に顔の見える関係を進められると良いと思いますので，今後ともご協力をよろしくお願い致します。

石渡会長： 土井委員，ありがとうございました。ぜひ積極的に学校にも顔を出していただけると良いと思いました。

それでは，続きまして就労支援部会に移ります。八橋委員をお願いします。

八橋委員： 就労支援部会の部会長を仰せつかっている社会福祉法人ななえの里就労継続支援B型ともしび工房の所長の八橋と申します。よろしくお願い致します。

令和2年度の就労支援部会の中間活動を報告します。まず，令和2年度の就労支援部会の主な取組は，資料2-2の3ページの上部をご覧ください。昨年度から継続の課題として，農福連携の推進，商業施設での物品販売の実施，一般企業実習先の開拓，そして，国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下「お仕事ネットワーク」という。）の連携活性化を主な取組内容としています。

まず，農福連携の推進に関しては，生産農家の生産物を農協，JAの協力を得て社会福祉法人けやきの杜が運営している食彩工房プラスワンで，加工品の製造を試験的に行う段階に進んでいます。今後は，試験的な取組を重ね，成果や課題もいろいろと出てくると思いますが，それも部会で共有して，この農福連携が確実に軌道に乗るように取組を進めていけたらと思います。

次に，商業施設での物品の販売の実施について，8月の全体会で告知しましたが，国分寺駅北口に直結する商業施設・ミーツ国分寺様の3階で，10月3日（土），4日（日），10日（土），11日（日）の4日間，お仕事ネットワークに参加する事業所のうち5団体が出店して販売会を開催しました。会計人数は，延べ500名強となり，売上が36万円超となり，ますますの成果があげられました。

来場者の意見からは，「障害者の方が一生懸命頑張ることを応援したい」，「地域のイベント行事などでこれまで購入する機会が定期的にあつたが，今回は，新型コロナウイルスの影響もあり，それらが軒並み中止となり，このような販売会が実施されて良かった」との声もありました。また，日頃より事業所や施設の商品をそれぞれの販売窓口で購入されるお客さまの意見からは，「各施設の商品が一度

に陳列されていて購入しやすい」、「アンテナショップのような場が常設で設けられたら良い」とありました。さらに、「常設店ができれば、地域の方がもっと利用するし、地域の活性化につながるかもしれないね」との意見もありました。そうしたことで、久しぶりの対面販売により、利用者の方や事業所職員も直接地域の方からのお声を聞く機会が得られ、参加した事業所からは「大変良かった」との意見が聞けました。

今後、お仕事ネットワークで、今回のイベントの反省や総括をしたうえで、年数回の定期的な販売会に取り組みると良いと意見が出ました。今後、就労支援部会で協議をしながら、継続的な販売を検討していきたいと思います。

そして、一般企業実習先の開拓については、地域活性化包括連携協定を国分寺市と締結する企業で、今後、実習の受入れが実現可能な企業が出てきています。国分寺市外の企業ですが、小金井市の商業施設で企業実習を受け入れる意向があります。今後、細かな条件等を確認して11月以降、実習を開始する見込みです。今後、受入れの企業側と依頼側、双方が感じた課題を次の実習先の開拓に活かせるように努めていきます。

最後に、お仕事ネットワークの連携活性化についてです。現在、お仕事ネットワークは、市内の就労継続支援B型の事業所が中心となり、就労移行支援事業所、生活介護事業所や地域生活支援事業の事業所など、さまざまな事業形態の事業所が参入して活動しています。参加する事業所は、利用者の工賃向上や仕事拡充等を実現させたいと取り組んでいます。

就業支援部会では、商工会との連携や市の優先調達による受注開拓等を重点的に取り組んできました。現在、依頼先の意見として、品質や専門性の事業所側の担保について、具体的には、納期の対応能力や受注個数の受入れについて問われています。今後、価格表や実績表を作成するなど、発注側の不安や躊躇を払拭できるかが鍵となります。発注を検討する側に誠実に応えられるように、各情報を的確に提供する努力が必要だと思っています。

また、お仕事ネットワークは、加入事業者数も10事業余りで、その事業形態もさまざまで、事業規模も少数の事業所ばかりです。他市のような大きな自治体のネットワークに比べると、脆弱であることは否めません。そこで、必要に応じて近隣他市の事業所と必要な連携が図れる関係性を構築し、お仕事ネットワークの受注対応能力を強化していく点も今後の課題となります。

それらの課題については、今後、作業部会であるお仕事ネットワークで、継続的に検討していきます。以上、就労支援部会の中間活動報告でした。

石渡会長： 八橋委員，ありがとうございます。今の就労支援部会の説明を聞いて，質問等のある委員の方はおられますか。物品販売は，大きな成果をあげたようで，ぜひ今後につなげていただきたいと思います。

今，実習先の開拓に関して報告がありました，国分寺市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）の菊地委員，補足をお願いします。

菊地委員： 八橋委員の説明において，一般企業実習先の開拓の状況を報告します。

まず，今年度，8月の第1回就労移行支援事業所連絡会にて実習先との連絡方法を取り決めました。開拓する市外の企業との依頼交渉は，市が仲介役となり，その後，事業所側で実習の日程等の調整をする流れとなりました。新規企業との調整は，市内事業所に就労支援センターも同行し，企業含め，三者間のやり取りを進めることにしました。

最初に，国分寺市と地域活性化包括連結協定を結ぶ小金井市の企業（商業施設）から実習の受入れ許可をいただきました。現在，市内の就労移行支援事業所の利用者1名が実習の申込みをすると聞いています。実習の内容は，主に商品の陳列や商品の荷卸し，荷さばきなどです。実習の体験では，商品の陳列は季節や売れ筋で商品が変わることやネットスーパーの梱包や入荷作業で，従業員同士の連携が必要不可欠になることなどを学ぶとのこと。今年度の店舗実習は，新型コロナウイルスの影響もあり，実習の受入れ人数は，最大4人まで可能と聞いています。

また，就労支援センターの第2回庁内実習は，市内の清掃センターの有害ゴミの分別作業を行う予定で，実習先と調整中です。予定では11月18日と25日，各水曜日の午後，2日に分けて実施する方向です。

その他は，11月16日に商工会で商店会連合会の方への実習受入れの依頼が入っています。その際の採用説明は，就労支援センターと市障害福祉課にて実施します。

石渡会長： 菊地委員，ありがとうございます。小金井市の商業施設での実習の実績を踏まえて，国分寺市内の実習先を開拓し，広げられるような成果につながると良いと思います。さきほど，八橋委員の説明の中で，お仕事ネットワークの話も出ましたが，稲垣委員，ご発言をお願いします。

稲垣委員： 先日，ミーツ国分寺での販売会に買物へ行った方から，アンテナショップのような販売店があったらどうかのご意見を伺いました。私も常設で市内の障害者施設の商品を販売するスペースがあれば大変に良いことだと思います。市からどこか場所を提供していただくと良いのではないかと思います。

そして、企業に障害のある方が勤めることに関して、何年も前のことになりましたが、精神障害のある方が商業施設に勤めた際に、その企業の主任の方は障害を理解してくださっていましたが、障害のある方は、日によって体調に変化があり、欠席や遅刻をするなど同僚たちのペースに合わせて働けず、次第に職場に居づらくなり、最終的にはそこを辞めてしまいました。その他にも、難病の会の方で、就労実習を経て、一般就労したけれども継続して働けず、辞めてしまった方がいました。今後、働き続けるためには、ジョブコーチが付くなど、きめ細やかな併走が必要だと思います。精神障害者だけでなく知的障害者も同様だと思われます。さらに、難病がある場合は、「体調はいかがですか」、「我慢はしていませんか」などと声をかけていただくことが大事だと思います。ジョブコーチは、定期的に障害当事者だけでなく、雇用主、企業を訪問して、担当者などの雇用責任者と面談を行い、障害理解を促進する努力をしていただきたい。障害のある方は、自分の思うことを伝えることに遠慮もあり、「もし、言ったらどうなるか」と先々を考えてしまうのだと思います。彼らの就労継続は、その後続く障害のある方の継続的な雇用につながることで、きめ細やかなサポート体制をお願いしたいと思います。

石渡会長： 稲垣委員，貴重な意見をありがとうございました。

民生委員の阿部（恵）委員，地域にかかわるお立場で，今までの皆さまの意見を聞いて，ご発言をお願いします。

阿部（恵）委員： この全体会に出席させていただいて，私自身が認識不足の部分もありますので，皆さまのお話を伺い，知識を広めさせていただいている状況です。

民生委員の集まりでは，各民生委員が，細やかに市民の皆さまとお話をする機会をもうけるなかで，いろいろなことを聞いていることを実感しています。

ただし，行政的な縦わりの部分で，もう少し幅を広げた支援があるとありがたいという声を聞くことがあります。災害時に，ご本人は遠慮されて「手を少し貸してほしい」と思っている言い出せない気持ちをお持ちだとお伺いしました。

市が配布しているヘルプカードがありますが，私たち自身も身近な人たちに，家族のような思いを持ち，皆さまに接していける優しい社会になると良いと思いました。私たちも「何かお手伝いすることありますか」と気軽に声をかけていくその勇気や，反対に，皆さまがそれをお話することすらも躊躇される，こちらの姿勢もあるのではと思われます。双方の気持ちがピタッと合わさるように，一日も早くなれば良いとの思いを持ちました。障害をお持ちの方の気持ちをわかる，それらに関するプチ情報があると，私たちもお互いにわかり合えると思いました。

石渡会長： 阿部（恵）委員，ありがとうございます。日頃から，地域を見ておられるからこそのご発言だと思いました。一人ひとりの意識や気配りが就労においても大事なことで，稲垣委員がお話されたジョブコーチの役割の大事さも，阿部（恵）委員の意見から改めて感じさせられました。

八橋委員，委員の意見を踏まえてコメントをお願いします。

八橋委員： ご意見をいただきありがとうございました。企業実習は，職場や職種を知るだけではなく，本人が一般就労を目指すにあたり，仕事のスキルだけでなく，社会での人間関係やいろいろな付き合いを重ねることを認識することも，大事な要素だと思います。確かに，実習生はストレスを覚えることもあり，時には，理不尽に思うこともあるかもしれません。それらの実習経験もふまえて，支援する側がフォローして，再度，自信を取り戻して次へ進んでいけるか，本人の進みたい方向に向かって支援して行けるかが大事なことだと思います。また，今は，新型コロナウイルスの影響で，通勤ができなくなり辞めてしまう，障害のある方もいます。その時，支援者がいかにフォローしていくかが問われます。就労後，本人が長く勤めていける支援が必要とされます。制度としては，就労定着支援制度もありますので活用できると良いと思いました。

石渡会長： 八橋委員，ありがとうございました。次に，精神保健福祉部会，伊澤委員の報告をお願いします。

伊澤委員： 精神保健福祉部会の部会長を務めています，はらからの家福社会の地域生活支援センタープラッツの伊澤です。よろしくお願いします。

資料2-2，5ページ，精神保健福祉部会の中間報告書をご覧ください。今年度部会の主な取組として，継続して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を行うとし，以下，4つの柱で協議を進めています。

第1回目（7月30日）の部会は，8月28日の第1回の全体会で説明したので一部割愛しますが，昨年12月に実施した31病院の長期入院の方のアンケート調査を集計した結果，54名の長期入院の方が21の病院に分散して入院されておりました。入院患者の年代は，60歳代，70歳代の方が多く，10年以上の入院患者が全体の30%を超えていました。これらの実情を見るにつけ，部会として地域移行に向けた取組を行うべきだとの議論のもと，9月15日に，「地域移行支援ワーキング・グループ」を立ち上げました。市と基幹相談支援センター，地域活動支援センター，地域生活支援センターの7名ほどがコア・メンバーに入り，基本的な内容部分を協議していきます。

今年度，新型コロナウイルスの影響に関しては，切り離せない事案として，各

部署の対策や対応、実際の実施状況を捉えながら課題を抽出しています。このように、コロナ禍における支援のあり様を浮き彫りにしていき、地域生活支援拠点の機能拡充や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」にも必要な要素として反映させていくことを確認しながら協議していきます。

第2回目（9月25日）の部会は、地域移行に向けた取組を行う「地域移行支援ワーキング・グループ」の方向性を確認しました。今後、地域移行にまつわる課題を整理するために、必要に応じて部会員にも声をかけ、進捗に合わせて必要な意見をいただき一緒に動いていくイメージでいます。

さらに、実際に病院へ足を運んで関係者と直接話をする、あるいは患者自身とお会いする場面も想定しています。その場合の院内の事情などに精通した病院のワーカーから、各種アプローチ法について、アドバイスをいただきながら進めていきます。

具体的な予定では、11月に、国分寺市民が一番多く入院し、通院している病院の医療相談室へ足を運び、医療従事者、ワーカーなど院内事情を含めて、意見交流を実施することを考えています。

新型コロナウイルスの対応に関しては、各事業所の現状を引き続き把握しています。このステイホーム中に、家族と一緒にいる時間が増加し、家族関係が密になり、複雑化して、家族の関係性の悪化が強まる傾向にあります。その結果、DVや虐待相談の増加、そして、鬱屈状況から逃れる行為として、アルコール依存症などの依存が強まる、それから、家庭環境が複雑な児童の中にはリストカットや自傷行為が増えて、深刻な状況にあることが部会メンバーの報告から明らかになりました。

また、在宅支援のケースにおいては、本人が感染を恐れて、訪問系の支援を拒みがちの方もいます。例えば、ヘルパーから新型コロナウイルスが感染する気がして怖いから、ヘルパーに来ないでくださいと言う。そして、訪問看護も同じく訪問を断られる状況が出てきています。

経済的な課題も大きく取り上げられています。生活経済の観点から、市の生活福祉課から報告があり、この数カ月間で、全国の生活保護の新規申請が3割増となったとのこと。国分寺市内の変化はなく、家賃の固定費に対する補助が、今年4月から新規250件に実施したとのこと。

病院は、入院中の方に対して外出や面会に強い制限が実施されています。面会も1回15分が限界だと病院から聞いています。外出が、まだ全面禁止の病院もあります。病棟の重苦しい空気感が増幅していることが想定されるので、大変に不

安を感じます。

また、市内のグループホームでは、利用者が濃厚接触状態になった事案があり、自室にて待機状態で過ごしてもらいました。その場合の食事や薬剤確保、生活に欠かせない物を取りそろえるなど、細やかな支援の必要性がここに来て浮き彫りになりました。今後、これら支援をさら拡充していく必要があります。同時に、グループホームは、障害のある方の居所ですから、共有・共同の設備がある場合のゾーニング、設備環境の提供の在り方が焦点化してきます。そのゾーニング対応を含め、支援体制を整えていかねばならないことが話されました。

今後、第4回目（2月9日）の部会では、当事者のヒアリングを実施する予定です。昨年度は、当事者の家族会の方に来ていただき、家族の意見や要望を伺いました。今年度は、当事者から直にお話を伺いながら、ニーズや課題を浮き彫りにしようと考えています。できれば複数人お招きし、個々の生活様式による課題や意見をいただけたらと思います。

昨年度、家族会の方からは、精神保健福祉にまつわる、医療も含めた関連の情報が不足しており、情報発信、啓発等に力を入れてほしいと依頼がありました。そこで、部会では市報に精神保健医療、福祉情報を掲載する働きかけを市報担当に行い、10月15日号市報の6ページに「心の病気を知っていますか」という記事を組んでもらいました。精神保健福祉部会で推敲を重ねた原稿は、誌面の都合上、若干小さな記事になり残念だったのですが、引き続き、情報発信を心がけていきたいと思っています。

資料2-2、精神保健福祉部会の中間報告書の6ページ、成果・活動から見えてきたことを述べます。今後、「地域移行支援ワーキング・グループ」が具体的な動きに入ります。コロナ禍に関しては、災害時の支援にも通ずるものがあるとの議論から発展させながら、地域生活支援拠点の構想、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につなげることが大事な視点になります。ここについても、当事者に直接ヒアリングをして情報等を得て、課題の抽出をしていきたいと考えています。

同じく6ページの後段、今後の活動予定に移ります。

第3回目（12月22日）の部会は、2部構成とし、部会の会議の前に、基幹相談支援センターが主催するスキルアップ研修（地域移行）を同日に開催します。研修の内容は、当部会の活動報告をはじめとし、「地域移行支援ワーキング・グループ」の進捗報告、はらからの家福社会が受託する東京都の精神障害者の地域移行促進事業の報告、その事業の主管を務める、都立多摩総合精神保健福祉センタ

一の体制整備支援担当の方に登壇いただき、全体状況も含めてお話をいただきたく準備をしています。新型コロナウイルス感染拡大を考慮して、部会員を中心とした地域の関係者に参加いただく予定です。

第4回目（2月9日）の部会は、当事者の方のヒアリングを中心に進めていきますが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すなかで、他の部会との共通課題を割り出しながら、地域生活支援拠点をはじめ、新型コロナウイルスの対応も含めて、共同で取り組むべきだと考えています。

次年度に向けていろいろとヒアリングを重ねて、先行しているモデル事例などを皆で研究する視点も大事だろうと思います。また、講師を外部からお招きすることも必要となります。前回、話題に出たのは、居住支援も大きな課題であり、議論を深めていきたいとの意見もありました。

以上、精神保健福祉部会の中間活動報告でした。

石渡会長： 伊澤委員、報告ありがとうございます。地域移行の話に続き、新型コロナウイルスの大きな影響などを考えさせられました。伊澤委員の報告を踏まえて、寒川委員のお考えをお聞きできたらと思います、お願いします。

寒川委員： 伊澤委員のご発言を聞いての感想になりますが、まず初めに、やはりコロナ禍において、改めて地域での生活における支援のニーズが浮き彫りになったところで、私も含めて本当に人ごとではなく、皆さま心を痛めたり、今までと違う生活になり、不安になっているのだと改めて感じました。

今、中間報告を聞いて感じたことが2点ほどあります。一つ目は、今年度部会の主な取組で、長期入院の方への「地域移行支援ワーキング・グループ」の取組ですが、こちらは私が地域で担っているピア活動とかぶるところがあり、発言できたらと思います。

私自身はピア活動を通じて、退院の意欲喚起である動機づけ支援が、とても大切だと経験しています。そのことから、なぜ退院できないかを知っておくことが大切であります。長期入院を経験すると、退院の意欲が弱まってしまうという事実があり、私自身はこれまで退院の意欲が弱まってしまっている患者さんを多く見てきました。最初にこの事実を目のあたりにした時は、本当に衝撃的で、日本でこんなことが起きているなんてあんまりではないかと思ってしまう、今でも忘れられないです。

退院の意欲が弱まる原因はどこにあるのだろうか、これまでの経験から考えたのですが、一つは入院中に、病院外部の情報収集ができないところにあると思います。病院では患者さんの刺激になることは避ける傾向にありますので、地域移

行支援の情報を知らない患者さんが多く、院内の壁がほぼ真っ白の病棟もありました。地域の情報では、退院するための地域移行支援が利用できることや、ショートステイを利用できることで退院の練習ができること。退院後は、グループホームで地域の生活に慣れる練習ができることや、働くための作業所などがあること、障害者雇用があること、そして何より地域活動支援センターなどを利用することで、ご自身の生活を応援してもらえることなど、これらの大切な情報が患者さんには届いていません。

長期入院の患者さんの中には、「僕はベッドの周りの整理ができないから退院できないんです」、「私は幻聴が聞こえるからもう退院できないんです」、「ここに入院をしているということは、社会的に適さない人間だからもう退院できないんだよ」などとおっしゃる方がいらっしゃいます。入院する時にはこのような考えはなかったと思いますので、ぜひ「地域移行支援ワーキング・グループ」で皆さまのお力をお貸しいただきたいと願っています。

また、障害要因の一つには、地域での体験の場が足りないことも原因だと思います。入院中は病院のルールに従いながら過ごさなくてはいけないので、これまであたり前にやってきた、自分で選択しながら生きることが奪われやすいと思います。病院以外で過ごすことが不安になってしまいますので、外出や地域での退院に向けての体験の場があることで、その時間、今、自分のしたいことが実行できたり、長期の入院患者さんにとって自分らしさを取り戻すための大切なきっかけづくりの作業になると思います。ですので体験の場を増やしていくことも地域移行支援の活性化には欠かせないことだと感じています。

退院に向けて一つひとつ実行するためには、患者さんが、今置かれている状況や気持ちによりそうことが何より大切だと思います。それが動機づけ支援につながりまして、気持ちによりそう専門部分はピアサポーターの存在が欠かせないと思っています。ピアサポーターの私たちは患者さんに対して「一緒に地域で暮らそう」、「先に行って待ってますね」と伝える役割になります。「地域移行支援ワーキング・グループ」においてもピアサポーターの存在が力になると思いますので、チームの一員として今後ご検討いただけたらと願います。

二つ目は、精神保健福祉部会の第4回目（2月9日）に予定されている精神障害当事者のヒアリングは大切な活動内容だと思います。今回のコロナ禍での地域での様子を聞いて、これはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。そこで、私はヒアリングに対して気になることがあります（通信が中断）。

石渡会長： 今、寒川委員がご発言中ですが、通信環境があまり良くない状況です。回線の

回復を待つ間に、地域移行との関連で高齢福祉分野から、国分寺地域包括支援センターひかりの三浦委員、ご発言をお願いします。

三浦委員： 国分寺地域包括支援センターひかりでは、長期入院の退院支援でかかわるケースはこれまでありません。伊澤委員から説明があったように、実際に国分寺では60歳代、70歳代の方も入院されていて、30%以上が10年以上の入院と聞いていますので、そこにアンテナを立てていかなければいけないと感じました。実際に長期入院患者の退院支援の経験はないのですが、障害福祉サービスを利用していた方、また、相談につながっていた方が高齢になり、介護保険サービスの利用につながり支援をする経過の中で感じたことを話せばと思います。

精神疾患がある方の一般病棟からの退院や精神科病棟からの退院は、何例か経験はあります。その事例から、実際に精神疾患をお持ちの方は、特に支援者が代わることで不安が大きいと感じます。ですので、やはり一番は慣れた安心できる環境に退院ができること、支援者ともつながりのある安心した環境で地域の生活に移行していけることが大事だと思います。

また、65歳未満の方でも疾病により、介護保険サービスにつながる方もいらして、そうすると主の窓口が地域包括支援センターとなることも多いのです。地域包括支援センターにも多職種がありますが、障害分野の専門性に関して不十分な点もあり、障害のある方の特性に合わせた支援や配慮が必要な方については、障害者の支援機関と一緒に伴走しながら、互いに協力して支援できる仕組みがあると良いと思います。

相談支援部会の土井委員から説明があったライフステージにおける切れ目のない相談支援体制については、これらと非常に話が重なると感じた次第です。これらの連携をどのようにしたら良いか、児童から成人、高齢とのつなぎに関して、同じような仕組みができると大変にありがたいと感じました。

石渡会長： 三浦委員、ありがとうございました。それでは寒川委員の通信が復活したので、続きをお願いします。

寒川委員： さきほどの続きですが、当事者のヒアリングのことにに関して、少し気になるところがありますので発言をさせていただければと思います。

ヒアリングを行う時に、当事者の方がありのままの意見を伝えられるように、気にかけていただくことをお願いしたいと思います。当事者の皆さまはいつも支援者の皆さまに対してとても感謝の気持ちでいっぱいですので、そのため、もしかしたら遠慮して本音を隠してしまうことがあるのではないかと気になってしまいました。日頃から支援を受けていることもあり、ヒアリングを通して自分

の要望を伝えることで、もしかしたらこの支援者の方と関係が悪くなってしまうのではないかと心配をされ、嫌われるのではないかと不安を感じてしまうこともあるのではないかと想像しています。また、支援者の方への気遣いから、支援者の方を傷つけないようにどのような言葉を言ったらいいか、言葉を選びすぎてしまうこともあるかもしれないです。もしかしたら私の考えすぎかもしれないのですが、当事者の方が「ありのままの意見を言っても大丈夫」との保障を前提にさせていただくことで、安心して信頼して要望や希望を伝えられるのではないかと思います。私の意見となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

石渡会長 寒川委員、ありがとうございました。大事なご指摘をたくさんいただきました。親の会の阿部（由）委員がお話された施設から地域生活への移行にもいろいろとヒントをいただきました。伊澤委員、改めてコメントをお願いします。

伊澤委員： いろいろと伺いました、ありがとうございます。寒川委員の発言より、新型コロナウイルスにおける支援のニーズに関して、また、コロナ禍における独特の課題が出てきていることがわかりました。従来からあった障害福祉サービスや公共のサービスも含めて縮減の方向で規制が強くなり、参加の幅も狭くなりました。それに代わり得る資源を開発する、あるいは今ある既存の資源の中で使い勝手の良い事業を発掘するような視点も大事だろうとの話が出ました。

病院へのアンケート集計によると、退院を阻害する要因としてトップが「病状の不安定」、二番目が「生活スキルの低下」、続いて「退院意欲が減退している」が続きます。この3点が大きな要素です。「病状の不安定」に関しては、妄想や幻聴などのコントロールですが、今や薬の対応により、日常生活を普通に営めるようになりましたので、ここを阻害要因として捉えることに疑問を感じます。「生活スキルの向上」に関しては、長期入院によりそのスキルが減退しているのは事実です。それを復活させるためには、やはり体験の場が必要となります。日常生活をおくる体験は、トライアンドエラーですから、エラーをどのようにリカバリーするのか、そこが課題になると思います。宿泊体験や食事作りも含めた体験の場をさらに増やして乗り越えないといけない、恐らく退院意欲の減退も、このような体験の場が不足していることが要因にあると考えます。入院中の宿泊体験や通所体験ができる場所を増やせるよう、地域生活支援拠点の中に体験の場の機能を組み込んでいきたいと思います。

当事者のヒアリングに関しては、ありのままの意見を聞く。寒川委員が心配されたように、当事者の方が日頃感じている支援者に対する心情も、我々は思い計りながら対応しなければいけないと思います。重要なご指摘をありがとうございます

ます。

また、三浦委員からの指摘にありました高齢者の退院に関しては、そこを視野に入れると、やはりつなぎ目が課題となり、ライフステージの切れ目がないことが理想であり、障害福祉分野から高齢福祉分野の引継ぎの課題にもなります。介護保険サービスに切り替える場面提供、支援の構造変化が要となります。ここに、落差やギャップが強いと、戸惑う利用者がたくさんいると思うし、変化や環境の移ろいにより不安定になる方が多く、その意味では「環境を変える時には人を代えない」、「人が代わる時には環境を変化させない」など、対人支援の鉄則がありますので、そこを十分に踏まえながら、各種制度を使っていくことが大切だと思います。いろいろな意見をいただきありがとうございます。

石渡会長： 伊澤委員、ありがとうございました。大事な意見やヒントをたくさんいただいた部会報告だったと思います。

次に、議題の三番目、新型コロナウイルスの対応と影響について、皆さまから意見を頂戴する予定でしたが、残り時間が5分となりました。本日の専門部会の報告でもいろいろとお話をいただきましたが、この議題は、次回に改めて議論することにします。

それでは、ハローワークの前芝委員、古川委員、坂田副会長より、総括としてご発言をお願いします。最初に、前芝委員、お願いします。

前芝委員： 今日、新型コロナウイルスの影響と対応について、簡単にハローワークの状況を説明させていただきます。

ハローワークの業務でも、目標や計画がいろいろとありますが、窓口利用は、上半期経過した時点で昨年度と比較すると、新規の求職者数、利用者が減りました。また、仕事の紹介数も減少しています。その結果、就職した人、就職数も減り、全ての指標において減少傾向にあります。昨年度は、それ以前と比べると全て増加していたので、新型コロナウイルスの影響が大きいだろうと考えます。

今年度のはじめは、ハローワークの窓口が縮小されていましたが、徐々にもとに戻しています。しかし、新型コロナウイルスの罹患を警戒して窓口に行けない、外に出るのが怖い方もおられますので、新型コロナウイルスの特別対応として、電話相談、電話紹介は引き続き受け付けます。窓口に来られない方に対しては、電話対応も実施します。

ハローワークのイベントとして、毎年10月頃に面接会を開催していますが、それが延期となり、来年の2月の実施も検討していますが、これも中止になる見込みです。皆さまが就職に向けて活動するなかで、大きなイベントが開催できず、

手探りで企画を考えています。現段階では、小さなミニ面接会を実施しています。企業は、各々不定期で、ご希望があれば対応させていただき、1社単独の予約面接会を実施しています。今後とも少しずつ幅を広げながら、就職の機会、就職活動の場を提供させていただければと考えています。

石渡会長： 前芝委員，ありがとうございました。大変だと思いますが，よろしく願います。次に，古川委員，願います。

古川委員： 私が影響を受けているのは，後見人としての活動です。施設に入居された方に，面会ができない状況が，今年の2月頃から始まり，特に精神科病院は，面会も外出もできない。高齢者福祉施設は，オンライン面談を可能とする施設も増えてきている一方，電話でしか連絡が取れない施設もあります。厚生労働省の通達が出て，施設対応も少し変わる見込みでしたが，今も面会ができない状況が続いています。コミュニケーションが難しい方だと，Zoomも電話も限界がありますから，ここは施設側と交渉していかなければならないと考えています。

もう一つは，通常の法律相談においても，コロナ禍の生活環境の変化により，夫婦関係が破綻する方もおり，変化に弱い皆さまにどれだけの影響が出ているのだろうか心配しています。弁護士会の相談でも，そこは注意しておかないとなりません。大きなダメージを受けている方には，障害をお持ちの方も多いのではないかと懸念しているところです。

石渡会長： 古川委員，大事なご指摘をありがとうございます。最後に，坂田副会長，願います。

坂田副会長： 新型コロナウイルスの緊急時の対応に関して，市で法人の連絡会（「国分寺障害者施設担当者意見交換会」）を立ち上げていただきました。今後，諸々検討していきたいと思います。障害者センターは緊急入所保護事業を受託していますので，市と協議しながら進めていければと思います。地域移行は，地域の受け皿が重要になります。退院したくても受け皿がない，ヘルパー不足が深刻な状況ですから，地域の活性化が必要です。また，訪問系サービスで自立生活援助の利用者がないと報告がありましたが，これらに関する研究も実施し，今後の支援にあたれると良いだろうという感想を持ちました。さまざまな課題がありますので，継続して検討していきたいと思います。副会長としても微力ながら努力してまいりますので，今後ともよろしく願います。

石渡会長： 坂田副会長，ありがとうございました。今日は新型コロナウイルスの対応と影響に関して，もう少し皆さまとじっくり検討したかったのですが，皆さまのご発言からも大事な指摘をいただいています。さらに，今日は地域移行等についても

大事な話をたくさん聞けました。就労の支援もいろいろな面で広がりがあると感じました。ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の案内等お願いします。

事務局：

次第の3. 報告、ニュースレターNo.7の発行についてですが、ニュースレターは事前にお配りしている資料をご覧ください。

次回の開催は、令和3年3月26日、金曜日の午前9時30分から午前11時30分までを予定しています。場所は、今回と同じく国分寺市役所、第一庁舎第1・第2・第3委員会室です。また、次回もオンライン会議となる可能性がありますので、会議の開催方法は、改めてメールなどでご連絡します。

石渡会長：

今回、もう少し深めたい議題もありましたが、今日の議論の中で大事な意見をたくさん聞けました。皆さま、ありがとうございました。

次回の開催日は、3月26日の金曜日になります。どうぞよろしくをお願いします。集中していろいろ検討くださり、誠にありがとうございました。これで終了とします。